

いばらきケア訪問介護事業所

総合事業及び高齢者訪問介護

重要事項説明書

訪問介護

介護予防・日常生活支援総合事業第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当）

契約書別紙（兼重要事項説明書）

あなた(利用者)に対するサービスの提供開始にあたり、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者(法人)の名称	有限会社 いばらきケア
主たる事務所の所在地	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡4434-1
代表者(職名・氏名)	代表取締役 小林真知子
設 立 年 月 日	平成14年1月24日
電 話 番 号	029-291-1211

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	いばらきケア訪問介護事業所	
サ ー ビ ス の 種 類	訪問介護・第1号訪問事業	
事 業 所 の 所 在 地	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡4434-1	
電 話 番 号	029-291-1211	
指定年月日・事業所番号	平成28年8月1日指定	0870103694
管 理 者 の 氏 名	相良 真吾	
通常の事業の実施地域	水戸市、小美玉市(美野里地区)、茨城町、笠間市(友部地区)	

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護または要支援状態にある利用者が、その有する能力に応じ、可
-------	---------------------------------

	能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を過ごすことができるよう、居宅サービスまたは介護予防サービスを提供することを目的とします。
運営の方針	事業者は、利用者の心身の状況や家庭環境等を踏まえ、介護保険法その他関係法令及びこの契約の定めに基づき、関係する市町村や事業者、地域の保健・医療・福祉サービス等と綿密な連携を図りながら、利用者の要支援状態の軽減や悪化の防止、もしくは要介護状態となることの予防のため、適切なサービスの提供に努めます。

4. 提供するサービスの内容

訪問介護または第1号訪問事業(介護予防訪問介護相当)は、訪問介護員等が利用者の自宅を訪問し、入浴、排せつや食事等の介助、調理、洗濯や掃除等の家事など、日常生活上の支援を行うサービスです。

具体的には、サービスの内容により、以下の区分に分けられます。

身体介護	利用者の身体に直接接触して行う介助や日常生活を営むのに必要な機能を高めるための介助や専門的な支援を行います。 例)起床介助、就寝介助、排泄介助、身体整容、食事介助、更衣介助、 清拭(せいしき)、入浴介助、体位交換、服薬介助など
生活援助	家事を行うことが困難な利用者に対して、家事の支援を行います。 例)調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受取り、衣服の整理など ※買い物に関してはヘルパーがご自宅に着いてから開始となります。また買物量はヘルパーが両手に持てる程度の量(ペットボトルは3本、お米は5kgまで 他)とさせていただきます。買い物する店舗も近所で1か所に限ります。
通院乗降介助	病院等の送迎

5. 営業日時

営業日	毎日 ただし、夏季休暇(8月13日から15日)年末年始(12月29日から1月3日)を除きます。 また、災害・雪の積雪の場合は休業させていただきます。
営業時間	午前9時から午後6時まで

	ただし、利用者の希望に応じて、サービスの提供については、ご相談に応じ体制を整えるものとします。
--	---

6. 事業所の職員体制

従業者の職種	勤務の形態・人数
介護福祉士、実務者研修	介護福祉士 常勤4・非常勤3 実務者 常勤4・非常勤3
初任者研修	常勤 4人、 非常勤 10人以上

7. サービス提供の責任者

あなたへのサービス提供の責任者は下記のとおりです。

サービス利用にあたって、ご不明な点やご要望などありましたら、何でもお申し出ください。

サービス提供責任者の氏名	立原 沙也加、相良 真吾、池田 広美
--------------	--------------------

8. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として負担割合証に応じた基本利用料の1割又は2割の額です。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 訪問介護の利用料

【基本部分】

サービスの内容 1回あたりの所要時間		基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
身体介護 中心型	20分未満	1,670円	167円
	20分以上30分未満	2,500円	250円
	30分以上1時間未満	3,960円	396円
	1時間以上1時間30分未満	5,790円	579円

	1時間30分以上	30分増すごとに840円を加算	30分増すごとに84円を加算
引き続き「生活援助」を算定する場合		25分増すごとに670円を加算 (身体介護の所要時間が20分以上の場合に限る。)	25分増すごとに67円を加算
生活援助中心型	20分以上45分未満	1,830円	183円
	45分以上	2,250円	225円
通院等のための乗車又は降車の介助		990円	99円

(注1)「身体介護中心型」及び「生活援助中心型」において、利用者の同意を得て、同時に2人の訪問介護員等がサービス提供した場合は、上記基本利用料の2倍の額となります。

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2)上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金(自己負担1割の場合)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合 (1月につき)	2,000円	200円

生活機能向上連携 加算	指定訪問リハビリテーション事業所又は指定通所 リハビリテーション事業所の理学療法士、作業療 法士又は言語聴覚士が、指定訪問リハビリテー ション又は指定通所リハビリテーションの一環とし て利用者の居宅を訪問する際に、サービス提供 責任者が同行する等により、共同して利用者の 心身の状況等を評価した上で生活機能向上を 目的とした訪問介護計画を作成し、サービス提 供した場合(1月につき)	1000円	100円
緊急時訪問 介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急にサー ビスを提供した場合(1回につき)	1,000円	100円
夜間・早朝、 深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサ ービス提供する場合	上記基本部分の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場 合	上記基本部分の50%	
特定事業所加算Ⅰ	当該加算の体制要件、人材要件及び重度要介 護者等対応要件を満たす場合	上記基本部分の20%	
特定事業所加算Ⅱ	当該加算の体制要件及び人材要件を満たす場 合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅲ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応 要件を満たす場合	上記基本部分の10%	
特定事業所加算Ⅳ	当該加算の体制要件及び重度要介護者等対応 要件を満たす場合	上記基本部分の5%	
介護職員処遇改善 加算Ⅰ ※	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の13.7%(基 本料金＋各種加算減算)	
介護職員処遇改善 加算Ⅱ ※		1月の利用料金の10.5%(基 本料金＋各種加算減算)	
介護職員処遇改善 加算Ⅲ ※		1月の利用料金の5.5%(基 本料金＋各種加算減算)	
介護職員処遇改善 加算Ⅳ ※		加算Ⅲの90%	
介護職員等特定処 遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の6.3%(基 本料金＋各種加算減算)	
ベースアップ等加 算	当該加算の算定要件を満たす場合	1月の利用料金の2.4%(基 本料金＋各種加算減算)	
特別地域 訪問介護加算 ※	当事業所が特別地域に所在する場合	上記基本部分の15%	
小規模事業所加算 ※	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの 延べ訪問回数が200回以下の小規模事業所で ある場合	上記基本部分の10%	

中山間地域等に 居住する者への サービス提供加算 ※	中山間地域(＝新潟県の場合は全域)において、 <u>通常の事業の実施地域以外</u> に居住する利用者 へサービス提供した場合	上記基本部分の5%
-------------------------------------	---	-----------

(注)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

【減算】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物 に居住する利用者 等へのサービス提 供減算	以下のいずれかの利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物 (養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に限る。)に居住する利用者 ・事業所と同一の建物に居住する利用者 ・一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
サービス提供責任 者体制の減算	介護職員初任者研修課程修了者(介護職員基礎研修課程修了者等を除く)をサービス提供責任者として配置している場合	

(2) 第1号訪問事業・介護予防訪問介護相当サービスの利用料・・・基本部

分と加算の額となります。

【基本部分】※身体介護及び生活援助

サービスの内容	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)
週1回程度の訪問が必要とされた方に対する1月の上限額	11,760円／月	1,176円	2,352円
週2回程度の訪問が必要とされた方に対する1月の上限額	23,490円／月	2,349円	4,698円

これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

【加算】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

種類	要件	基本利用料	利用者負担金 (1割)	利用者負担金 (2割)
初回加算	新規の利用者へサービス提供した場合	2000円	200円	400円
生活機能向上 連携加算	サービス提供責任者が介護予防訪問リハビリテーション事業所の理学療法士等に同行し、共同して利用者の心身の状況等を評価した上、生活機能向上を目的とした介護予防訪問介護計画を作成し、サービス提供した場合	1,000円／月	100円	200円
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)※	介護職員の処遇改善に関して、一定の改善基準を超えた場合	1ヶ月の利用料金の13.7% (基本料金＋各種加算減算)		
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)※		1ヶ月の利用料金の10.0% (基本料金＋各種加算減算)		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)※		1ヶ月の利用料金の5.5% (基本料金＋各種加算減算)		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)※		加算Ⅲの90%		
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)※		加算Ⅲの80%		

(注1)※印の加算は区分支給限度額の算定対象からは除かれます。

(3) 介護給付費対象外サービス

サービス名称	サービス内容
通院等によるガソリン代	通院介助の単価。20分未満の料金単価(下記の金

	額) 茨城町内 片道1500円 水戸市、小美玉市、笠間市 片道2500円 乗車時間20分を超える場合、10分ごとに300円増しになります。 自費の場合片道30分未満3480円 通院乗降介助は買い物の時間は含まれません。希望がある場合は、30分未満1500円の請求になります
院内付き添い、自費サービス	30分ごとに 1500円

(4) キャンセル料

利用者がサービス利用の取り消し(キャンセル)する場合は、利用予定日の 3 日前までに当事業所までお申し出下さい。

尚、サービス利用日の 3 日前までに申し出のないキャンセルが2回以上続いた場合は、3回目より下記キャンセル料を実費で頂きます。

※大変申し訳ありませんが、当日キャンセル(ドタキャン)に関しましては実費で徴収いたします。

キャンセル料	2000円
--------	-------

(5) 支払い方法

上記(1)または(2)及び(3)の利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

なお、利用者負担金の受領に関わる領収書等については、利用者負担金の支払いを受けた後に差し上げます。

支払い方法	支払い要件等
口座引落	サービスを利用した月の翌月の27日または16日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する下記の口座より引き落とします。 常陽銀行 長岡支店 普通口座 1442596 (27日) 水戸信用金庫 平須支店 普通口座 2281868
現金払い	サービスを利用した月の翌月の末日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に利用者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに下記の主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

利用者の主治医	医療機関の名称	
---------	---------	--

	氏名 所在地 電話番号	
緊急連絡先 (家族等)	氏名(利用者との続柄) 電話番号	

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の地域包括支援センター及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 相談・苦情窓口

(1) サービス提供に関する相談は、下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	電話番号	029-291-1211
	FAX番号	029-291-1214
	受付時間	午前9時から午後6時まで

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付 機 関	茨城町長寿福祉課	029-291-1111		
	水戸市高齢福祉課	029-2329174		
	小美玉市介護福祉課	0299-48-1111		
	笠間市高齢福祉課	0296-77-1101		
	茨城県国民健康保 険団体連合会	所 在 地	茨城県水戸市笠原町978番26 市町村会館3階	
		所 管	介護保険課 介護保険苦情相談室	
電話番 号		029-301-1565		
FAX番 号		029-301-1579		
受付時 間		午前8時30分から午後5時00分まで (土日・祝日を除く)		

12. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者 池田 広美

(2) 成年後見制度の利用を支援します。

(3) 苦情解決体制を整備しています。

(4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。

(5) 介護相談員を受入れます。

(6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報します。

1 3. 業務継続計画の策定等

(1) 感染症にかかる業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。

(2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に(年1回以上)に行います。

(3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動ができるよう、訓練を実施します。

1 4. 第三者評価の実施状況

弊社は第三者評価の実施について現在**未実施**です。

1 5. 衛生管理等

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。

(2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。

(3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。

(4) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

(5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

1 6. サービスの利用にあたっての留意事項及び禁止事項

サービスのご利用にあたってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) サービス提供の際、訪問介護員等は以下の業務を行うことができませんので、

(2) あらかじめご了承ください。

- ・ケアプラン以外のサービスは行いません
- ・医療行為
- ・各種支払いや年金等の管理、金銭の貸借など、金銭に関する取扱い
- ・他の家族の方に対する食事の準備
- ・同居家族、敷地内に家族が暮らしている場合は、家事、調理生活援助は行いません

- ・通院介助以外の乗車または、家族の同乗は一切お断りさせていただきます

(万が一乗車が発覚した場合は、市町村役場に事故報告として日時、利用者氏名、事故内容を書面に明記し提出することになります。また介護員の厳罰、減給等の処罰を行う)

- ・生活援助の掃除に関して、居室、寝室、トイレ、ふろ場、廊下以外は行いません
- ・介護員の判断で行うことはありません。なにか問題がある場合は事務所にその場で連絡し、支持を仰ぐこととなりますので、時間内の携帯使用の許可を頂きます
- ・介護員の選定に関して、利用者からの指名されることがありますが、介護保険利用の場合は、事業所で選定させていただきますので、指名されてもお断りさせていただきます
- ・万が一、利用者からプラン以外のサービスの強要がある場合は、その日をもってサービス終了することもあります。(ケアマネに報告し相談後に行う)

(2) 訪問介護員等に対し、贈り物や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに事業所の担当者又は担当の地域包括支援センターへご連絡ください。

(4) 災害、大雪のため走行が危険と思われる場合は、サービスを中止させていただくことがあります。(雪の場合は2日程度様子を見させていただきます)

通院に関してもお断りすることがありますので、その場合はタクシー利用していただきます

(5) サービス終了時間は5分前とし、片付け及び記録の時間とさせていただきます。

(6) ヘルパーの禁止行為

1. 利用者又は家族と私的に関わりを持つことはできません。
2. 利用者又は家族に対して営利活動・宗教活動・物品授受は行えません。
3. 利用者から金品及び物品の授受は行えません。
4. 利用者にヘルパーの個人の連絡先はお伝え出来ません。
5. 1～4の行為を行ったことが発覚した際には担当ケアマネージャーに報告し、当該ヘルパーに対して厳重に注意又は指導を行うとともに再発防止に努めます。

※ 尚、改善が見込めない場合は懲戒の対象になります。

